4 平成16年三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組状況

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
1		〇男女共同参画の位置づけと理念の浸透 現在、三重県が進めている男女共同参画の 理念である「誰もが参画できる社会をつくり、 さらには誰もが参画して社会をつくっていく」こ とを重視し、男女共同参画の推進は新しい社 会づくりの基礎となるものであるとの理念の浸 透にさらに努められたい。 みえ行政経営体系等における、計画・実施・ 評価の各段階で、男女共同参画の視点により 全施策を推進するしくみの導入を検討されたい。(新)	
2		〇男性参加の取組推進 男性の理解・協力を得るため、男性の参加 者の増加に向けた取組を積極的に推進され たい。(新)	
3	総括評価	〇男女共同参画推進のための人権教育いじめ、虐待、DV、セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力及び人権侵害は、男女共同参画社会の実現を妨げる、という意味からも、さまざまな側面・機会から人権教育を推進されたい。(新)	平成16年度末に県内のすべての公立小・中学校及び 県立学校に「人権教育推進計画」が策定され、各学校の 方向性をすべての教職員で共有できた。現在はそれを 基に、実践研究や研修会等を通して「知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の 問題」を克服し、教職員・保護者等の人権意識を高め人 権感覚あふれる学校づくりの充実をめざしている。 (教育委員会) 県の各職場における人権研修を支援するため、教材 の作成、ファシリテーター養成研修、研修教材活用講座 等を実施する。 県民を対象とした事業では、人権フォーラムや県民人権 講座等を実施する。 (生活部)
4		○審議会による評価・提言の活用 県男女共同参画審議会による評価・提言を 実施機関等に周知し、現場の意見を反映しつ つ、評価・提言の活用を検討されたい。(新)	「評価・提言」について実施機関等へ周知徹底を図るとともに、現場の意見を反映させ、男女共同参画の視点で事業を実施する。 (全部局・生活部)
5		〇目標 第二次実施計画の目標値に関して、目的妥 当性、実態把握・調査方法も考慮に入れなが ら、なるべくわかりやすくかつ適切な目標値の 設定をされたい。(新)	計争云寺で開催し、より適切な日信他への兄直しを11つ 1-
6		強化 男女共同参画の分野における推進体制を 強化するなど、より一層の総合行政を進めら れたい。 また、県民に身近な市町村との連携を強化	(全部局)

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
7		○マスメディアへの対応 インターネット等の新しいマスメディアへの対応を含め、男女共同参画意識の普及や人権尊重等について、マスメディアに対して理解と協力を求めつつ、県民のメディア・リテラシーを高める学習の支援等、積極的に取り組まれたい。(新)	
8	総括	○国際的な動きへの対応 男女共同参画に関する国際的な取組等に 関する情報収集及び情報提供に積極的に取 り組まれたい。(<i>新)</i>	男女共同参画に関する国際的な取組等に関する情報 収集に努め、県民への情報提供に取り組んでいく。 (生活部)
9	価		NPO(ボランティア・市民活動団体)に対して、情報紙(みえ市民活動ボランティアニュース)及びNPO室ホームページにより情報の収集と提供を行い、活動の側面的支援を行った。また、平成16年度にNPO(ボランティア・市民活動団体)からの協働事業提案募集事業を実施し、NPOと行政との協働推進を図った。(平成17年度も実施予定)(生活部)
10		21世紀の最重要課題の一つであると言われている男女共同参画の推進に関する政策・施策について、ふさわしい人員配置、財源の配金をされたい	安州と週州週所の人事即直を行うている。 (総務局) また。 男女共日会画は皇帝亜細語のひよつでなるよの
11	男	男女共同参画意識の普及に向け、戦略的 取組方針を策定する。	平成17年度に啓発方針の検討を行う。 (生活部)
12	女共同参画		重点プログラム等により教材開発等を行うとともに、総合行政によりさまざまな機会を通じて広報活動を展開する。 (生活部)
13	凹に関する意識の普及と教育の推進	特に、近年苦情の多い相談場面における二次被害(相談したことにより、さらに被害者が傷つくこと)の防止に向け、各種相談員の研修を充実する。ただし、この部分は人権侵害と重なることが多いので、人権擁護関係との密接な連携を図るものとする。	引き続き人権擁護関係と密接な連携を図りながら、二次被害の防止のための各種相談員の研修を充実していく。 (相談機関を持つ全部局) 地域住民が身近なところで人権に関する相談ができるように、NPO等民間相談機関の相談員及び行政機関等の相談員が人権に係る共通認識を深め、相談対応に際して必要な知識や対応技能が向上できる講座を開催・16年度は民間相談機関の実態調査、講座開催のための準備等実施・17年度は年間3期24講座開催予定で、7月末現在では1期分8講座開催済人権相談ネットワーク会議については、ネットワーク構成21機関相談員等による研修会を開催(16年度3回開催)(生活部)

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
14		市町村における男女共同参画推進と常にタイアップすることを考える。推進が十分でない市町村には、その主体性を侵さない範囲でできるだけ積極的な支援をしていく。(新)	重点プログラムにおいて、積極的な市町村支援に取り 組む。 (生活部)
15	男女共同参画に関する意識の	男女共同参画と、男女平等・人権等との対比を行いながら、男女共同参画について理解を深めていく。さらに、学校等においては、保護者や地域と話し合う機会を設け、学校等が核となり、地域に男女共同参画の理念を広げていく。 話し合いや研修等の内容については、用語の適用の仕方に関するものや、誤解をなくすようなものを特に充実していく。 また、教員等を対象に、男女共同参画に関する学習方針等について情報提供を行う機会	多くの学校において、各教科等のねらいや学習内容に、男女共同参画の視点を活かした取組が推進されつつある。また、平成16年3月に各学校に配布したリーフレット「男女共同参画社会を実現するために」や、いつでもどこでもなんどでも研修できるインターネットを活用した研修システム「ネットDE研修」を利用し、男女共同参画についての理解を深めるための校内研修を実施する学校が増えつつある。またPTAの会合等の場で保護者や地域の方々に男女共同参画の理念を広めていくよう各学校に働きかけている。「ネットDE研修」においては「三重県男女共同参画推進条例の理念」についての講座を配信しており、初任者研修では、同講座を必ず受講するよう指定するとともに、教職経験者研修においても、選択受講講座の1つに指定している。(教育委員会)
16	普及と教育	男女共同参画の推進に当たっては、さまざまな誤解や曲解に対して、常に答えられるようにしておく。	平成16年度に男女共同参画に関する基本的な考え 方を整理し、リーフレットを作成した。 (生活部)
17	育の推進	けていく。	(生活部)
18	政策・方針	価、停滞原因の解明などを行い、それぞれに	平成16年4月から施行している「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」に基づき、男女のどちらか一方の数が10分の4未満とならない審議会を増やしていくよう、積極的に関わり、女性委員不在の審議会は早急になくしていく。
19	決定過程にお		画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本 要綱」に反映した。今後改善に向けた働きかけを実施し
20	ける男女:	審議会等委員に男女共同参画について理解を深めていただく機会を提供していく。	各室の関わりを通じ、男女共同参画に関する事業等の 情報提供を行っていく。 (全部局・生活部)
21	(共同参画の推進	県における女性職員の管理職への登用に向け、登用年齢に至るまでの段階でさまざまな職務を経験させるなどの能力開発を行い、人材育成に努めるとともに、女性職員が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境を整えていく。また、数値目標設定にあたっては、中長期的な登用計画を立てる。(新)	「女性職員の多様な職務への配置」を人事異動方針の項目の一つに掲げ、様々な業務を経験する中で、マネジメント能力を培う取組を行っている。また、平成17年4月から取組みを開始した「次世代育成のための行動計画」を労使協働で議論を行いながら、計画的・着実に推進し、女性職員を取り巻く職場環境をより整えていくことにつなげていく。

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
22	同参画の推進 程における男女共 政策・方針決定過	市町村合併により女性農業委員等が減少し ないよう、市町村に働きかけていく。 <i>(新)</i>	合併による影響は大きく、16年度当初80人いた女性農業委員が16年度末では62人まで減少した。しかし、17年度の改選では合併特例期間が終了し定員が大幅に減少(総定員は1,279人→1,008人に減少)したことから、女性委員は3人減少の59人となったが、登用率は4.8%から5.5%と拡大した。 (農水商工部)
23		国、民間団体等との連携により、県の地域機関も含め、さらなる情報提供の拡充を図る。	「三重の労働」を隔月発行し、三重労働局など関係機関からの情報も含め、幅広く情報を掲載している。本年度、17年5月号、7月号を発行し、男女共同参画に関する情報8件を掲載した。 (生活部)
24	雇用	募集、採用、配置、昇進、賃金についての男女間格差の解消に向け、男女雇用機会均等法の普及について、実効性が上がるよう一層の推進を図る。	6月の「男女雇用機会均等月間」に関係機関と連携し、 労務管理者を対象としたセミナーを開催するなど、男女 雇用機会均等法の普及のための取組を行った。また、 労使コミュニケーション促進のための労働相談事例の紹介など、県内事業者を対象に行う。 (生活部) 〇「男女雇用機会均等セミナー」 日時:平成17年6月9日 内容:講演=奥山明良(成城大学教授) 事例発表:日本トランスシティ・住友電装 参加者:161名(企業参加110・関係団体等51)
25	等の分野における男女共同参	今後の働き方、職業人としてめざす方向な どについて考える機会の提供等の支援につ いて検討する。	従業員が能力を発揮し、いきいきと働くことのできる職場づくりに取り組む企業を表彰し、その取組事例を紹介する。また、多様な働き方が増える中で、様々な雇用形態の従業員が職場での労使コミュニケーションを円滑に行えるしくみづくりを行い、普及していく。(生活部)〇「男女がいきいきと働いている企業表彰」募集:平成17年6月20日~8月31日内容:県内に本店又は主たる事業所のある企業で、①女性の能力活用②仕事と家庭の両立支援③地域・社会貢献活動に積極的に取り組んでいる企業を募集し表彰(11月中旬)と事例紹介を行う。
26	画の推進	多様な就業支援について、企業等への情報 提供を進めるとともに、パートタイム労働者等 の適正な処遇に向け、啓発の一層の推進を 図るとともに、ファミリー・サポート・センターの 設置及び介護支援を促進する。 また、県条例により定められている「家庭の 日」を活用し、家庭生活の重要性について、 一層の啓発を行う。(新)	労使コミュニケーション診断を推進することで、企業の積極的な就労環境の整備の意識づくりを行うとともに、パートタイム労働に関しては、セミナーなどの機会を提供し啓発を図る。ファミリー・サポート・センターの設置については、計12カ所が設置され、さらに育児に関する相互援助組織としてより一層地域に普及させ、その後介護支援については検討していく。 (家庭の日関係) 本庁、県民局、店舗などで、放送等による「家庭の日」の周知を実施した。 (生活部)
27		各種セミナーの広報、開催場所等を検証し、 県民局単位での地域開催など参加者が広が る方策を検討する。 <i>(新)</i>	参加者層を広げるために、地域開催を実施した。 (生活部) 〇「働きやすい職場づくりスクール」 尾鷲開催:平成17年2月16日(26人参加) 四日市開催:平成17年3月9・10日(26人参加) 内容:「職場における男女共同参画プログラム」(フレン テみえ開発)を活用しグループワーク等を実施。
28			育児・介護休業期間中の支援制度については関係機関と連携し、幅広く周知を図るとともに、「仕事と家庭を考える月間」には育児・介護休業法の周知のために啓発を行う。 (生活部)

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
29	雇用等の分野における男	特に、多様な考え方を持つと想定される若年層の労働に対する価値観・意識を把握し、若者への就業支援や柔軟な就業形態等の導入について検討する。(新)	平成17年度から地域ジョブカフェとして県内4市(四日市市、松阪市、伊勢市、伊賀市)と連携し、毎週(伊賀市は隔週)出張相談(キャリアカウンセリングを含む)を実施している。また、県内大学や経済団体と協働し、インターンシップ事業やEラーニング事業にも取り組んでいる。そのほか若年者の就職支援セミナーとして長期間(座学:3ヶ月、インターンシップ:2ヶ月)の「就職しま専科」(1期生修了、3期生受講開始)を実施し、また、今後短期間(1日)の「がんばれ!ワカモノ!就職応援隊」を9月から30回実施する予定である。(生活部)
30	労女共同参画の推進	企業等における男女共同参画の取組を促進するため、女性、ひとり親家庭、などにとって働きやすい職場づくりを進めている企業等を県として奨励する制度について公正性、経済性に配慮しながら検討する。	本年度、指定管理者募集要項・審査基準に男女共同参画の取組を位置づけ、事業者における取組を促進するとともに、県の施策の浸透を図っている。また、従業員が能力を発揮し、いきいきと働くことのできる職場づくりに取り組む企業を表彰し、その取組事例を幅広く紹介することで奨励している。なお、表彰基準の見直しを図る中で企業等への奨励については検討するが、公正性・経済性に配慮した奨励については慎重に臨むこととする。(生活部)〇「男女がいきいきと働いている企業表彰」募集:平成17年6月20日~8月31日内容:県内に本店又は主たる事業所のある企業で、①女性の能力活用②仕事と家庭の両立支援③地域・社会貢献活動に積極的に取り組んでいる企業を募集し表彰(11月中旬)と事例紹介を行う。
31	農林水産業、商	市町村の担当部署と十分連携をとり、農村・漁村アドバイザーの活動の場への参加促進を図る。(新)	市町村担当部署に対しては農村女性アドバイザーの 役割について十分理解をしてもらい、各種委員会やイベント講師等への活用をしてもらうよう推進を行っている。 また、いくつかの市町村では農村女性アドバイザーと市 長や幹部と直接意見交換が出来る機会も作っている。 (農水商工部)
32	工業等の自営業にお	農林水産関係の説明会や研修会については、男女がともに参加できるよう、テーマの設定や開催時間等について一層配慮して実施する。	県民局と農村女性アドバイザーで相談し、女性に必要なテーマ、男女がともに参加すべきテーマなど年3回程度の研修会の年度計画を策定している。男女がともに参加すべきテーマについては、男性の興味の高いテーマと組み合わせたり、指導農業士と女性アドバイザーの合同研修会とするなどの工夫を行っている。(環境森林部・農水商工部)
33	Gける男女共同参画の推進	商工業等分野において男女共同参画を進める取組について、事業の方向及び県行政の組織との関わりを明確化し、実効性のある取組を進める。商工業等の自営業における仕事・家庭生活・地域活動等に関し、実態把握をし、効果のある取組を行う。(新)	商工団体女性部による、研修事業や地域活性化の取組に対して支援を行っている。

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
34	農林水産業、	漁村アドバイザーの認定を進め、漁業分野 における実効性のある取組を進める。 <i>(新)</i>	認定要件の年齢を上げるなどの見直しを行ったが、平成16年度の新規認定者はなかった。今年度の認定に向け地域機関や漁協女性部との検討を行う予定。 (農水商工部)
35	の女共同参画の推進、商工業等の自営業におけ	習・慣行を見直す絶好の機会であることから、	平成17年7月19日の農業委員の集中改選に向け、 県民局と農村女性アドバイザーが連携し、市町村事務 局に対し推進を行ったが、改選後の女性委員数は59人 と、改選前に比べ3人減少した。しかし、合併に伴い農業 委員定数も減っており、全体に対する女性の割合は 5.5%と改選前の4.8%から僅かながら向上した。 女性が立候補しやすい環境づくりについては、公職選 挙法にも関わる問題であり積極的な関与は難しく、集落 役員等への意識改革を長い時間をかけて行っていく必 要がある。 (農水商工部)
36		ファミリー・サポート・センター、放課後児童ク ラブ等の設置などの取組を一層進める。	(生活部) 重点プログラムに基き、放課後児童クラブの設置、運営 支援を行うとともに、平成17年度から補助内容の一部
37	家庭・地域における男女共同参画の	男女ともに働き方の見直しを行い、協力して子育て・介護にあたる。また、子育で・介護は社会全体でみていくという意識の浸透を図っていく。そのため、本人・家族・地域全体の意識改革に向けた取組を行う。次世代育成支援対策推進法による行動計画等により、社会全体で男女がともに子育で・介護技能を向上できるよう支援を行う。	拡充を行っている。 (健康福祉部) 仕事と家庭の両立のため、多様な働き方を実現できるよう啓発を行っていく。表彰受賞企業を中心とした具体的な取組事例や過去の調査結果の情報発信を行っていく。 (生活部) 〇多様な働き方を促進するための調査・研究内容:県内企業及び勤労者を対象に多様な働き方の実態や意識、課題等を把握するための調査・研究を実施。調査結果について報告を行うとともに少子高齢化等社会環境や就労環境の変化に応じた多様な働き方の普及・促進を目的にシンポジウム等(18年2月頃)を開催する。 三重県次世代育成支援行動計画を平成17年3月に策定し、子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりを進めるための取組を行っている。 (健康福祉部)
38	推 進	将来の家庭生活に視点を置き、子育で・介 護をはじめとする生活技能に関し、若い世代 に対し、学校等で学習機会を提供していく。	県立高校8校のモデル校において、子育て体験講座 を、家庭科の授業や総合的な学習の時間などにおいて 実施した。その取組事例を他の県立高校に紹介するな ど、子育て理解教育が進められるよう、機会をとらえて 各校に働きかけている。 (教育委員会)
39		点的な情報提供と父母に対する精神的支援 を行うことを検討する。また、産後の母親の精	県内一部の県民局において平成16年度より産後うつ対策を実施し地域における体制ができている。平成17年度においては、県内の母子保健担当者を対象に、妊産婦のメンタルヘルスについて研修を実施し支援者の意識の向上を図っていく。また、乳幼児健診は子どものみでなく、母親にも視点をおいて実施されている。(健康福祉部)

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
40	家	高齢者介護について、地域支援のシステム づくり(例えば、地域介護支援センターの設置 等)をしていき、相談・苦情・支援の窓口を広 げていく。 <i>(新)</i>	在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じる在宅介護支援センターを設置・運営する市町村に対し、その運営に要する経費について助成する。また、介護保険制度改正に伴い、平成18年4月から設置される地域包括支援センターは総合相談機能を有するが、各市町村に会議等を通じてその情報提供を行っている。(健康福祉部)
41	家庭・地域における男女共同	を行い、地域の子育て機能、高齢者及び介護 者の支援機能の強化を図る。子どもを虐待か	引き続き生活部・健康福祉部の連携のもと、積極的に取り組んで行く。 (生活部・健康福祉部) 子育て支援・早期発見対応・保護支援の3指針を策定するとともに、11月の虐待防止月間には、駅頭による啓発活動やフィルムフォーラム等の実施により条例の普及・周知を行った。また、小中高校等を対象にパンフレットの配付により児童及び保護者にその周知等を図ったところであり、引き続き普及・啓発に努めていく。 (健康福祉部)
42	参画の推進	ビスに関するニーズの把握を行い、交流の機 会の提供などにより、子育て支援や介護に関	
43	人権の尊重と心身の健康支援	潜在しているDV被害者の実態把握を行う。 アプローチ方法や実施したサービスに対する 満足度についての調査を検討する。また、相 談体制や窓口の周知方法などについて検討 する。常にニーズ把握と事業のフォローが必 要である。	DV防止セミナー参加有アフケート等を通してDV被害者の実態把握を行うとともに、相談体制や窓口の周知については、DV防止セミナー等により更なる周知に努める。(生活部) 平成17年度中のDV基本計画策定にあわせ、相談体制等、女性相談所のあり方について検討を行います。(健康福祉部) 〇11月中を「ストーカー及び配偶者暴力排除広報強化月間」として設定し、ラジオ、県・市町村広報誌、交番・駐在所ミニ広報紙等でストーカー・DV対策の特性、早期相談の必要性、警察の相談窓口について広報した。○報道機関に対し、平成16年中及び平成17年上半期における「警察におけるストーカー・配偶者暴力対応における「警察の対応等について県民に理解を求めた。○県下18警察署に警察安全相談室を設置(室員計228名)し、的確に対応できる相談受理体制を確立している。また、相談件数の多い11警察署に警察安全相談資理と助言及び関係機関・団体との連絡調整にあたっている。○警察安全相談担当者を対象にした研修会を開催するなどし、担当者の共通認識の強化に努めた。○県警ホームページ、その他リーフレット等を活用して、相談窓口の広報に努めている。(警察太部)

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
44		DV被害者を支えるしくみづくりにつながる意 識の普及に努める。	平成16年度に桑名市、尾鷲市で開催した県DV防止セミナーにパネリスト等として参加するなど、関係機関が連携・協力してDV防止意識の普及に努めている。 (生活部・健康福祉部・警察本部)
45	人権の	相談員の資質向上、専門機関の役割分担の明確化、連携の強化等により質の高いサービス提供に努める。また、民間シェルターの設置等に対する支援について検討する。	生活部、健康福祉部、警察本部連携のもと積極的に取り組んでいく。 (生活部・健康福祉部・警察本部) 重点プログラム事業において、平成16年度に基礎研修を実施した。平成17年度においては、引き続き基礎研修を実施するとともに、専門研修も実施し、民間シェルター設置について機運の醸成等を図っていく。 (健康福祉部) 〇例年春の異動後、各警察署担当者を対象とした担当者研修会を開催しており、担当者の資質向上に努めている。 〇平成16年度中に、住民基本台帳閲覧制限等事務の運用、改正DV法が施行されたことに伴い、各警察署担当者対象の説明会を2回開催し、改正点等の周知徹底を図った。 〇こども家庭室主催の「DV対応指導者セミナー」において、警察におけるDV事案対応状況等について講話し、指導者の育成に協力した。 〇女性被害捜査専科を実施し、女性被害捜査に関する教養・研修等を行い、女性被害捜査員の育成を図った。 (警察本部)
46	尊重と心身の健康	DV加害者の理解や暴力の原因等の解明と並行して、NPOとの協働も視野に入れながら加害者のための学習プログラム(DVが犯罪であるという意識や、心身に有害な影響を及ぼす言動もDVであるという認識、暴力によらないコミュニケーション等)の導入について検討する。	引き続き、情報収集に努め、調査・研究を進めていく。 (生活部・健康福祉部)
47	支援	相談機関の連携強化を図りながら、最適専門機関への適切な紹介等が可能となるよう、各種相談機関の窓口機能を強化するとともに、時代のニーズに応じた対応ができるよう保護施設の充実を図る。また、医療機関との横の関係を構築していき、県にモデルとなる連携組織の構築を検討する。(新)	関係機関との連携を強化することにより、最適専門機関への適切な紹介を行えるように努める。(相談機関を持つ全部局) 保護施設の充実については、平成17年度中のDV基本計画策定過程において検討を進めていく。また医療機関との連携については、平成17年度に実施予定の研修事業等を通じ、連携組織の構築に努める。(健康福祉部)
48		現在、別々に行っているDV・児童虐待への 関わりについて、総合的に実施することを検 討する。	平成16年度に女性相談所にて一時保護した女性の同伴児童は78人となっており、連携の重要性は高まっている。平成17年度に発足した児童相談センターと女性相談所との連携をより強化することにより、DVと児童虐待への対応を総合的に実施していく。(健康福祉部)
49		改正DV法の趣旨を周知徹底しながら、基本計画策定については、被害者の経済的支援を含めた自立支援の充実と、身近な市町村で被害者支援が受けられるサービス等を検討する。(新)	引き続き、健康福祉部、生活部連携のもと積極的に取り組んでいく。 (生活部・健康福祉部) 基本計画策定については、有識者による策定委員会からの意見やパブリックコメント等を参考として、自立支援の充実等について検討していく。 (健康福祉部)

No.		提	言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
50		セクシュアル・ハラスメンを阻害するだけでなく、重り、雇用の場だけでなく、ネにおいても排除、防止され間口を広げ、地域等、雇用及び支援体制を充実する。	大な人権侵害であ t会のあらゆる場面 なければならない。 lの場以外での相談	男女共同参画センターで相談等を実施し、対応していく。 (生活部) 児童生徒・保護者・教職員を対象として、三重県総合教育センターでセクシャル・ハラスメントに関わる相談日を毎週月・木曜日に設け、対応している。 (教育委員会)
51		生涯を通じた健康管理に施されている取組を参考にな健康管理システムの構築	こしながら、トータル	
52	人権の尊重と	平成15年度から実施して についてニーズ等の分析を を充実させるとともに広報の	行い、必要な部分	H16年度においても「不妊相談検討会」を開催し、実施 状況の検討を行ったところであり、今後とも相談業務に おける問題点を検討していく。広報については、センター 開設以降、パンフレットの作成やFM三重でのPR等を 行っているが、今後とも効果的な広報について、検討し ていきたい。 (健康福祉部)
53	と心身の健康支援	不妊専門相談の未解決 療機関等との連携組織を を密にして支援していくと。 決に向け、研究や調査を行	設置するなど、連携 ともに、問題点の解	「不妊相談検討会」にて関係諸機関とのネットワーク体制を整備した。これにより相談員が相談内容に対しての助言を専門家から得られるようになり、より相談者のニーズにあった相談が実施できるようになってきている。また「三重・不妊に関する勉強会」においても、引き続き相談事例の検討・意見交換等を行なっていく。 (健康福祉部)
54			、三重県の地域特	自殺予防の取り組みとしては、うつ病や閉じこもり、孤立なと、を防ぎ周りの人を配慮するコミュニティを目指し、こころの健康についての啓発活動、実態調査、関係機関とのネットワーク会議を開催する予定である。サポートセンターは、三重県北勢地域の市町村、県保健福祉部、教育機関、警察関係等の第一次相談機関をサポートするためのこころの専門相談機関であり、総合心療センターひながにおいて、平成17年7月1日より2年間にわたり活動を行っていく。具体的な支援内容は、第一次相談機関の職員の方と共に問題解決への検討や協議、必要に応じて当事者の方への家庭訪問などを行い、支援のためのプログラムを検討していく。(健康福祉部)
55		三重県における父子家 な提供サービスについて打 能も含めて支援を充実させ	巴握を行い、相談機	父子家庭も含めた、三重県ひとり親家庭等自立促進計画を、平成17年3月末に策定した。この計画は、「自立」を促進し、これを支えるための様々なニーズに対応できる「きめ細やかな福祉サービスの展開」に主眼をおいた計画となっている。 (健康福祉部)

4 平成16年男女共同参画審議会に よる評価・提言に対する取組状況

No.		提言	取 組 状 況 (平成17年7月末現在)
56		県職員の意識調査等により、全ての県事業が男女共同参画の視点で実施されているか等を調査し、その結果を踏まえ、県職員それぞれの意識として男女共同参画の視点を持つよう、研修等により意識改革を促す。(新)	男女共同参画に関する県職員の意識調査を実施する。その結果を踏まえて、研修計画を検討していく。
57	計画	各界のトップ層へ男女共同参画意識の浸透 を図る効果的な手法について検討する。	アイリス21トップセミナーを開催し、男女共同参画意識の普及・啓発に努めるとともに、市町村長に対しては、リレーインタビューを実施することにより、認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを実施する。また、対象者にあわせた啓発を行うため、平成17年度に啓発方針の検討を行う。(生活部)
58	進進	審議会による評価を生かし、本年度策定する三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画の適切な目標値等を設定する。	第二次実施計画の策定の際、男女共同参画推進会議 幹事会等を開催し、より適切な目標値への見直しを行っ た。 (全部局・生活部)
59		三重県男女共同参画センターは、専門性を 強化し、各種調査研究、教材開発、ノウハウ の移転などにより、市町村の取組を支援す る。	材育成支援、調査研究、相談機能などの専門性を高め
60		男女共同参画のまちづくり等を通じて地域 力の強化を図り、市町村等に対しては、条例 制定・計画策定・意識普及に向けた効果的な 事業展開などについて情報提供を行い、その 主体性を侵さない範囲で積極的に支援する。	